

パリ・コンミュンにおける代表観念にかんする憲 法史的考察

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1640>

出版情報 : 法政研究. 38 (2/4), pp.341-365, 1972-07-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

パリ・コンミュニオンにおける

代表観念にかんする憲法史的考察

柳 春 生

は し が き

昨年三月十八日はパリの労働者が短期間（一八七一年三月十八日―五月二八日まで七十二日間）ではあるが世界史上はじめて国家権力をにぎった、かのパリ・コンミュニオン百周年を記念する日であった。パリ・コンミュニオンは敗北はしたが、世界のプロレタリアートに貴重な歴史的教訓を与え、そしてそれが創出した国家は、社会主義国家の原型とみられた。⁽¹⁾

昨年から今年にかけてパリ・コンミュニオンにかんする多くの国際的研究集会がもたれ、⁽²⁾ 数多くの論文、著作が刊行された、そしていまも続行されている。⁽³⁾ これらの研究集会と諸論文とによってパリ・コンミュニオンの研究はこれまで

よりも一層の前進をとげた。そしてコンミュニオンをフランス大革命以来の革命的伝統との関連でとらえる傾向が指摘される。

私は今年八月パリにてコンミュニオン関係の史蹟をたずね、さらにフランス共産党中央委員会附属モーリス・トレイズ研究所にてコンミュニオンにかんする貴重なる原資料を閲覧し、⁽⁴⁾ ついでパリ郊外サン・ドニ市 (Saint-Denis) の博物館にて展示されているコンミュニオン関係の多くのマニユスクリプトをみることもできた。⁽⁵⁾

だが、ここでは問題を限定し、パリ・コンミュニオンにおける国家統治の原理・原則の問題、就中、代表観念についてのみ考察する。他の諸問題は、総合的に次稿にて検討する。

(1) レーニンはずぎのように述べている。「この新しい国家機構はパリ・コンミュニオンによってつくりだされたが、ロシアの労働者・兵士・農民代表ソヴェトも、それと同じ型の『国家機関』である。」(B. И. Ленин, Сочинения. Том. 26. С. 78.)

「ブルジョア国家のうちでもっとも完成し、もっとも進歩したものは、議会主義的民主主義的共和制の型である。……しかし、十九世紀にはじまる革命時代は、民主主義国家のいっそう高度の型を提起した。……それは、パリ・コンミュニオン型の国家であって、人民からはなれた軍隊と警察を人民自身の直接の武装に代えるものである。」(Там же. С. 47.)

レーニンは、社会主義へ移行するに際して国家の必要を認め、「普通の議会主義的ブルジョア民主主義共和国のような国家ではなくて、一八七一年のパリ・コンミュニオンのような、一九〇五年と一九一七年の労働者代表ソヴェトのような国家が必要である。」(Там же. С. 63.)と述べている。

(2) 一九七〇年十一月十二日—十三日「平和と社会主義の諸問題」誌編集局主催「パリ・コンミュニオン百周年記念国際理論学会」(Peace Freedom and Socialism. 1971. 2. 「平和と社会主義の諸問題」誌、日本版、一九七一年夏季号、参照)。
一九七一年五月六日—九日フランス共産党中央委員会附属モーリス・トレイズ研究所主催「パリ・コンミュニオン百周年

国際討論会」(「世界政治資料」一九七一年七月上旬号参照)。

一九七一年五月二一日―二三日労働運動史センター、経済社会史研究所、社会史フランス研究所共同主催「パリ・コンミュン百周年シンポジウム (Colloque universitaire pour la commémoration du centenaire de la Commune de Paris)」。これについては、柴田三千雄「パリ・コンミュン——百周年シンポジウムに出席して——」(季刊「社会思想」一卷三号)

(3) パリ・コンミュン百年記念論文、著書は多数に上っているが、とくにつぎのものを指摘しておく。

第一に、マルクス主義古典におけるコンミュン関係の論述としては、つぎのものがあげられる。

K. Marx, F. Engels, Tagebuch der Pariser Kommune. Marx, Engels, Lenin, Sur la Commune de Paris. 馬克思、恩格斯、列宁、斯大林「论巴黎公社」。

第二に、パリ・コンミュン研究のなかでとくにマルクス主義国家論の領域ですぐれた論述としてあげられうるものは、つぎのものである。

Maurice Moissonie, The experience of the Commune. Marxism and the problems of the state. (Marxism Today. Vol. 15. n. 3.)

Л. С. Мамут, Парижская Коммуна. — Первое пролетарское государство. «Знание» 1971, Серия «Государство и право» 1.

Albert Soboul, Problèmes de L'Etat Revolutionnaire. (La Pensée. N° 158. 1971. aout.)

おぼろ「Cahier du Communisme. 1971. 3. la Commune. のなかの諸論文 (Victor Joannès, Force et faiblesses du premier pouvoir ouvrier. Philippe Fuchsman, Les enseignements de la Commune et le développement de la théorie marxiste sur l'état.) も重要である。

日本では「歴史評論」一九七一年八月号がパリ・コンミュン百年を特集した。これに、私は、「マルクス主義国家論とパリ・コンミュン」を載せた。また、「歴史学研究」三七三号の桂圭男氏のすぐれた論文「最近におけるパリ・コンミュン研究の動向」があげられる。

(4) Journal Officiel de la Commune de Paris. Bulletin des Lois—arrêts, décrets et proclamations — de La Commune

de Paris. 等重要資料については、「図書館情報」Vol. 8. No. 2. で一括して発表している。

(5) La Commune de Paris. 1871 — 1971. Exposition du Centenaire. Musée d'art et d'histoire de Saint-Denis du 18 mars au 13 septembre 1971. を参照せよ。

(一)

フリードリヒ・エンゲルスは、マルクス「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」第三版への序文のなかで、十八世紀にプロレタリアートの階級闘争が徹底的にたたかいかれた国はフランスである、と評価して、つぎのように述べている。

「フランスは、歴史上の階級闘争がいつも、ほかのどの国にもまして決定的にたたかいかれた国であり、したがってまた、階級闘争がその内部でうごき、また闘争の結果がそれに総括されてゆく、つぎつぎにかわる政治形態がもつともくつきりした輪郭でさまれた国である。中世には封建制度の国であり、ルネサンス以来は統一的な身分制君主国の模範国であったフランスは、フランス大革命ではヨーロッパのほかのどの国にもないほど典型的なやりかたで封建制度をうちくだき、ブルジョアジーの支配を樹立した。そしてまた、支配権をにぎっているブルジョアジーにたいする、大望をいだくプロレタリアートの闘争も、フランスではほかで知られぬ、するどい形態をとってあらわれている。⁽¹⁾」

いうまでもなく、フランスにおいて近代市民社会を創出したのはフランス大革命である。一七八九年六月—七月にはじまるフランス大革命は、パリの民衆がつねに革命の推進力となったという意味で、たんなるブルジョア革命たるにとどまらず、ソブールのいわゆる人民革命たる性格をもった。⁽²⁾

フランスの産業革命は王政復古の時期から進行した。フランスの労働者は一八四八年二月武装蜂起して七月王政を倒し、普通選挙制と共和制を獲得した。しかし、マルクスは、「フランスにおける階級闘争」のなかで、フランスの労働者階級は、「まだ彼ら自身の革命を完成するだけの能力をもつてはいなかった。」⁽³⁾と述べているように、この二月共和制は、資本制秩序の再建を内容とするブルジョア的な共和制でしかなかった。⁽⁴⁾この革命は、終局的には、近代社会における二つの階級、ブルジョアジーとプロレタリアートとの決戦となった。そして、この闘争におけるプロレタリアートの敗北について、エンゲルスは、「歴史は、大陸における経済発展の状態が当時まだ、とうてい資本主義的生産を廃止しうるほど成熟していなかったことを明白にした。」⁽⁵⁾と述べた。

しかし、二月革命は、ドイツその他の大陸諸国におけるブルジョア民主主義運動を刺戟した。

労働者階級のたかまる革命的エネルギーのまゝにフランスの支配階級は自己の階級をまもる権力をルイ・ボナパルトの帝政に求めた。ボナパルト帝政は、「ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期におけるただ一つの可能な統治形態であった。」⁽⁶⁾

この時期にフランスの産業革命は完了し、それに応じて労働運動は六十年代から高揚し、かつ他の資本主義国でも同様であった。それで、この状況のなかで、各国の労働運動と社会主義運動とを統一し、国際プロレタリアートの力を結集する目的で、一八六四年十一月一日マルクスの指導で国際労働者協会が成立した。

ボナパルト政府は、侵略戦争と国境の拡張によって労働運動の前進と革命の危機を回避しようとはかり、一八七〇年プロイセンに宣戦布告した。しかし、この戦争は、ナポレオン三世と十万のフランス軍とがスタンで捕虜になるという近代戦史に類をみないフランスの敗戦となった。フランスでは、九月四日共和制が宣言され、国防政府が成立した。国防政府は首都の防衛のために愛国的市民の武装組織たる国民軍の編成をみとめることを余儀なくされた。国民

軍は自然発生的にその諸大隊間に連盟を組織し、そして中央委員会を選出した。他方、パリ二十区の区長に対する監視委員会が組織され、さらにこれを統合する二十区共和主義中央委員会が組織された。

フランスの国防政府は一八七一年一月ドイツ軍と休戦協定を結び、アルザス、ロレーヌのドイツへの割譲、五〇億フランの賠償金の支払いという過酷な仮講和条件を締結し、かつ国民軍の武装解除を企図した。これに対して、三月十八日国民軍並に労働者・民衆は蜂起し、チエール政府はヴェルサイユに逃亡した。蜂起は勝利し、首都の権力は国民軍中央委員会に帰した。

(一 一)

蜂起のうえに成立した権力たる国民軍中央委員会は、情況の論理に導かれて、たんなるパリの自治権としてではなく、それをこえた革命権力として、すなわち国家権力として機能せざるをえなくなった⁽⁷⁾。それは、共和国の臨時革命政府たる性格をもった。そして、三月十八日の革命について權威をもってつぎのように宣言した。

「首都のプロレタリアは、支配階級の怠慢と裏切りとのなかにあつて、公務の指揮を自分たちの手に握ることによつて時局を收拾すべきときがきたことを理解した。……………」

すべてを生産しそしてなにもも享受することのない労働者が、蓄積された生産物のなかで、彼らの労苦と汗の結晶のなかで貧困に苦しむ労働者が、たえず侮辱のまとなつていのはどういふことなのか？

彼らには、呪いの言葉の大合唱を浴せかけられるなかでしか、自己の解放のための事業をおし進めることを許されていないのであろうか？

労働者の先輩であり、四分の三世紀も前に自分たちの解放を完成させたブルジョアジー、革命の路線において労働

者に先行したブルジョアジーは、今度はプロレタリアートの解放の順番がやって来たということ、今はもう理解しないのであろうか？

ブルジョアジーの政治的無能力とその道徳的・知的衰頹が、フランスを陥し入れた公然たる災禍と惨禍とは、ブルジョアジーの時代は終り、八九年に彼らに課せられた仕事は完了し、労働者はその席を譲り渡さないまでも、せめて労働者に社会的解放の順番がまわるのを許すべきであるということ、しかし示すはずである。……………

プロレタリアートは、彼の権利にたいする不断の脅威に、彼のすべての願望の絶対的な否定に、祖国ならびに彼のあらゆる希望の絶対的な否定に直面して、自らの運命を手中に握り、権力を奪取することによってその勝利を確保することが、彼の至上の義務であり、絶対的な権利であることを、理解した。……………

進歩の流れは、一時中断されるとも、再びその歩みをつづけるであろう。そして、プロレタリアートは、どうあっても自らの解放を達成するであろう。⁽⁸⁾

この中央委員会の声明について、リサガレは、「これは、この革命にかんする社会主義者の深い真理を含み、人の心を動かす、政治的な、初めての覚書であった。もっぱら共和政の防衛という最初の運動が社会的な色彩を帯びてきた。そのことをつうじてのみ労働者が運動を指導していくであろう。」⁽⁹⁾と述べている。すなわち、この宣言には、敗戦からの国の復興とフランスの労働者階級の社会的解放という、パリの労働者階級に課せられた二つの任務が述べられている、とマロークがみているように、それは、第一に、プロレタリアートによる国家権力の掌握と彼の解放というプロレタリア革命の任務を明確に指示し、それとともに、祖国の救済、共和制の防衛、という国民的任務を掲げている。⁽¹⁰⁾ マルクスは、既に一八七〇年九月「普仏戦争についての国際労働者階級の第二の呼びかけ」のなかで、フランスの労働者階級のこの二重の任務をつぎのように指示していた。

「フランスの労働者はきわめて困難な事情のもとにおかれている。敵がパリの城門をたたくばかりに迫っている現在の危局に、およそ新政府を倒そうなどと試みるのは、むこうみずな愚挙であろう。フランスの労働者は、市民としての彼らの義務を果たさなければならぬ。だがそれと同時に、彼らは、フランスの農民がいたずらに第一帝政の国民的追憶にまどわされたように、一七九二年の国民的追憶にまどわされてはならない。彼らは、過去を繰り返すべきではなく、未来を建設すべきである。彼らは、自分自身の階級を組織する仕事のために、共和制の自由があたえる便宜を冷静に、そして断乎として利用するがよい。それは彼らに、フランスを再生させ、われわれの共同の事業——労働の解放——をなしとげるための、新しいヘルクレスの力をあたえるであろう。彼らの精力と賢明さに、共和制の運命はかかっている。」⁽¹¹⁾

そして、マルクスは、一八七二年三月「パリ・コンミュン一周年記念集会の決議」のなかで、一八七一年三月一八日の革命を、「三月一八日の栄ある運動は、人類を階級制度から永遠に解放する偉大な社会革命の曙光である」⁽¹²⁾と評価している。マルクスは、既に、一八四八年二月革命が終局的には近代社会における二つの階級の間、ブルジョア的秩序の存続か滅亡かの大闘争となったこと、この闘争において、「ブルジョアジーの打倒！労働者階級の独裁！」という革命的スローガンが掲げられたこと、を認めていた。⁽¹³⁾それゆえに、エンゲルスは、「マルクス『フランスにおける階級闘争』への序文」のなかで、三月一八日の革命について、「またもや、パリではもうプロレタリア革命以外のどんな革命もありえないことが示された。支配権は、勝利ののち、まったくひとりで、まったく争われることもなく、労働者階級の手におちた。」⁽¹⁴⁾と述べている。そして、レーニンも、「コンミュンの思い出」のなかで、同じようにみている。

「コンミュンは自然発生的におこった。だれもそれを意識的、計画的に準備したのではなかった。……三月

一八日の革命は、思いがけなく権力を国民軍の手に、労働者階級と彼らに同調した小ブルジョアジーとの手にわたした。

これは、歴史上未曾有の事件であった。……だがティエールの政府がその軍隊、警察、官吏とともにパリから逃げだした三月一八日の革命ののち、そこにのこされた人民は事態の支配者となり、権力はプロレタリアートに移った。しかし、現代社会では、資本によって経済的に隷属させられているプロレタリアートは、自分を資本にないでいる鎖をうちくだかなくては、政治的に支配することはできない。それだからこそ、コンミュニオンの運動は、不可避免的に社会主義的な色合いをおびなければならなかった。すなわち、ブルジョアジーの支配、資本の支配の打倒を、現代社会制度の基礎、そのものの破壊をめざさなければならなかったのである。⁽¹⁵⁾

このように、三月一八日の革命は、世界最初のプロレタリア革命と規定される。⁽¹⁶⁾

(三)

国民軍中央委員会は、自己を暫定政権と自覚して、権力を人民的基礎におかんとした。しかし、そのことは、革命の戦略からは誤りであると指摘された。エンゲルスは、一八四八年—四九年ドイツのブルジョア民主主義革命の経験からこれについてつぎのように述べている。

「ところで、蜂起は、戦争あるいはその他の技術と全く同様に、一つの技術であって、若干の規則に従うものである。その規則を無視すれば、無視した側は破滅をまねくであろう。その規則は、そういう場合に考慮すべき当事者と状況の性質から論理的に出てくるものであって、きわめて明白、単純なものであって、一八四八年の短い経験によつてさえ、ドイツ人はかなりによくこの規則のみこんでいたのである。第一に、諸君の勝負から起こる結果を敢然と

して迎える十分な覚悟がないなら、けっして蜂起をもてあそんではならない。蜂起は、きわめて不安定な量をもちいておこなう計算のようなものであって、その量の数値は日々に変動するかもしれない。諸君の相手の軍勢は、組織の点でも、規律の点でも、伝統的權威の点でも、すべて有利である。きわめて優勢な兵力をもってこれに対抗しないかぎり、諸君は敗北し、破滅する。第二には、いったん蜂起の道にすすんだなら、最大の決意をもって行動し、攻勢をとれ。守勢はあらゆる武装蜂起の死である。その場合には、敵と戦いをまじえないうちに、すでに蜂起は敗北したも同じである。……………これまで知られた最大の革命的戦術家ダントンの言葉を借りれば、大胆なれ、大胆なれ、かさねて大胆なれ！」⁽¹⁷⁾

そして、マルクスも、一八七一年四月一二日クーゲルマン宛の手紙のなかでつぎのようにかいている。

「まずヴィノアが、つぎにはパリの国民軍の反動的部分が自分で逃亡したあとでは、すぐにヴェルサイユへ進撃すべきであった。だが、せつかくの好機は、いらぬ遠慮のためにとりにがされてしまった。邪魔な一寸法師ティエールが、パリの武装解除を企てたことで、すでに内戦を始めていたのに、彼らは内戦を始めたくなかったのである！第二の誤りは、中央委員会が、その権力を放棄してコンミュンに席を譲るのが、早すぎたことである。これもまた『実直な』遠慮から起ったことだ！」⁽¹⁸⁾

とはいえ、マルクスは、同時に、このパリの蜂起を積極的に評価した。「それはともあれ、今度のパリの蜂起は、パリの六月蜂起以来のわが党の最も輝かしい行為である。」⁽¹⁹⁾ 同じく、四月一七日付書簡はつぎのように述べている。

「資本家階級とその国家とにたいする労働者階級の闘争は、このパリの闘争によって新しい段階にはいった。この事件の直接の成りゆきがどうであろうと、これによって世界史的な重要性をもつ一つの新しい出発点が得られたのだ。」⁽²⁰⁾

国民軍中央委員会は、三月一九日パリの自治体の選挙を市民に呼びかけた。

「市民諸君、パリの人民は人びとが彼に課そうとした軛を振りきった。

パリの人民は、冷静にして、みづから力を信じて動揺せず、恐れず、挑発もせず、共和国に手を触れようとする恥知らずの狂人どもを待ちかまえていた。

今回、軍隊のわが仲間たちは、自由の聖櫃に手を下そうとはしなかった。すべての諸君に感謝する。そして、すべての諸君とフランスとは一致して、そのあらゆる成果とともに歓呼をもって迎えられる共和国の礎を、侵略と内乱の時代を永遠に終わらせる唯一の政府の基礎を、築いてほしい。

戒厳令は解かれた。

パリの人民はその選挙区でコンミュン選挙を実施するよう要請される。

市民の安全は国民軍の協力によって守られている。⁽²¹⁾

さらに、「市民諸君、諸君はパリと諸君の権利の防衛を組織するという任務をわれわれに課した。

われわれは、諸君の高潔なる勇氣と称讃すべき冷静さに助けられて、この使命を果たしたと考えている。

われわれは、われわれを裏切ったあの政府を追いはらった。

いまや、われわれに委任された権限 (mandat) は期限切となり、われわれはこれを諸君の手に返還する。なぜなら、人民の息吹きがくつがえしたばかりの者達にとってかわることは、われわれの意とするところではないからである。

したがって、諸君の自治体選挙を準備し、ついでこの選挙を実施せよ、そしてわれわれがかつて望んだ唯一の報酬をわれわれに与えよ。すなわち、諸君がわれわれの目の前に真の共和国をうちたてるという報酬を。その時まで、わ

れわれは、人民の名において市庁舎を預るものである。⁽²²⁾」

この中央委員会の四十名の成員について、エンゲルスは、一八七一年三月二日国際労働者協会総評議会の会議で、「中央委員会には、知名の士はひとりもはいっていない。そこにはフェリックス・ピアやその同類たちのような人物はいないけれども、労働者階級にはよく知られた人々である。委員会には、インターナショナル会員が四名はいる⁽²³⁾」と述べているが、リサガレも、「アシ、ヴァルラン、リュリエなど三、四名のものを除くと、最近貼り出された掲示で初めて名を知られるようになった人々ばかりであった。一七九二年八月十日の朝以後において、パリでこのような無名の人々が登場してきたことは絶えてなかったことである⁽²⁴⁾。」とかいている。

国民軍中央委員会は同日自治体議会 (Conseil communal) の選挙を三月二二日と告示したが⁽²⁵⁾、三月二六日に延期することを決定せざるをえなかつた⁽²⁶⁾。その間に激しい討論のなかで中央委員ヴァルランは述べた。「われわれが欲するのは、選挙された市議会 (Conseil municipal) だけではない。市議会の威厳に満ちた自由、警視庁の廃止、国民軍が自らその士官を任命し、再編成する権利、共和制を合法的な政体として宣言すること、滞納家賃の支払の無条件延期、手形期限にかんする公正な法律、パリ地区への軍隊駐留の禁止、を要求する⁽²⁷⁾。」

三月二四日国民軍共和主義連盟の掲示も同じ見解を述べつつ、選挙を推進した。

「われわれは無血革命をなすとげた。……………」

われわれはなにを要求するか。

ただ一つ可能にして、議論の余地なき、政体としての共和制の維持

パリに対する共同の権利、すなわち、一つの選挙された自治体議会 (Conseil communal)。

警視庁の廃止。

常備軍の廃止と、パリの秩序を保護する唯一のものとしての諸君・国民軍の権利。

諸君のすべての士官を指名する権利。

最後に、人民を保障するような基礎における国民軍の再編成。⁽²⁸⁾

このように、共和制の擁護が強く強調されている。⁽²⁹⁾

そして、国民軍中央委員会は三月二五日パリ市民にたいして二六日の市議会の選挙をつぎのように掲示した。

「市民諸君、

われわれの使命は終わった。われわれは諸君の市庁舎の席を、諸君が新しく選んだ人達、諸君の正規の受任者^{マンダテール}に譲ろうとしている。

諸君の愛国心と諸君の献身的行動に助けられて、われわれは諸君の名で企てられた困難な事業を、よくなしとげることができた。諸君のたゆまざる協力に感謝する。団結とは、もはや空虚な言葉ではない。共和国の安全は確保されている。

もしわれわれの助言が諸君の決定にいくらかの重みをもつことができたらば、諸君のもっとも熱烈な奉仕者が、諸君に向って、投票を前にして、今日の選挙から何を期待しているかをお知らせするのを許して戴きたい。

市民諸君、

諸君に最もよく役立つ人は、諸君が諸君の間から選ぶ、諸君自身の生活を生き、同じ苦しみを苦しんでいる人々であることを、見失わないように。

成り上り者とともに野心家を信用しないように。両方とも、自分の個人的利益しかはからず、最後にはいつも自分を不可欠なものだと考えるようになるのである。

同じく、行動に移る能力のない、おしゃべりどもを信用しないように。彼らは、一つの演説や、一つの弁舌効果、あるいは一つの気のきいた言葉のために、すべてを犠牲にするであろう。——同じく、財産にあまりにも恵まれている人々を避けなければならない。なぜなら、財産をもつ者が労働者を兄弟と考える傾向は、きわめて稀だからである。

最後に、真面目な信念をもつ人々、決断力があり、行動的で、正しい感覚と人の認める誠実さをもつ民衆の人々を探しなさい。——諸君の票を漁り求めたりすることのない人々に諸君の選択を向けるように。真の長所は、人の目にたたぬものだ。彼らの人物を認識するのは、選挙民であって、推薦される人物ではない。

もし諸君がこれらの意見を考慮に入れるならば、諸君はついに真の人民代表 (la véritable représentation popu laire) を創造し、決して自分を諸君の主人とは思わぬ受任者マンダテール (mandataire) を見出すであろう、と確信する。⁽³⁰⁾

桂圭男氏は、「この宣言には、労働者の直接民主制政府への指向が、はっきりと読みとられる。」⁽³¹⁾と述べられているが、しかし、ここでは、「真の人民代表」という表現にもみられるように、人民主権に基礎をおくところの代表制が認められている、と解すべきであろう。したがって、議員は人民代表であるにせよ、その性格においては人民の受任者とみられている。そして、この点にかんしては、フランス大革命における代表観念の伝統が踏襲されている。

すなわち、ルソーにおける国家統治の理念は直接民主政である。彼においては、主権の淵源をなす一般意志は譲渡されえないばかりでなく、決して代表されえないから、主権の表現たる法律を制定する権能は主権者たる人民自身のみ属する、として代表制は否定された。議員は人民の受任者にすぎず、決して代表者とはいえない。人民の承認しない法律はすべて無効である。⁽³²⁾しかし、ルソーは、人民を啓蒙して、彼を一般意志の対象の認識に導く立法者 (legislateur) の必要を認めていた。一般意志は常にその普遍的な対象に正しく導かれねばならない。この導き手が

立法者である。

フランス大革命の過程で、一七九二年八月一〇日の革命の推進力となったパリのサン＝キュロットの闘士ヴァルレは、「国民公会における人民の受任者に対する特別且つ命令的委任の草案」(Projet d'un mandat spécial et impératif aux mandataires du peuple à la Convention nationale)および人権宣言案 (Déclaration solennelle des droits de l'homme) のなかで、ルソーの人民主権論を鋭く展開していった。彼によれば、主権の行使としての法律の制定には主権者たる人民みずからが参加する。彼は、法律を提案するところの代議士デレギテに対して委任事項 (mandat) を起草することによって自己の主権的意志を表明し、且つ命令する。それゆえに、代議士は代表者でなく、主権者に従属する受任者であり、主権者の代弁者たるにすぎない。したがって、委任者＝主権者の利益を裏切る受任者は召還される。彼の法律案は主権者の承認によってのみ効力をもちうる⁽³³⁾。さらに、ロベスピエールもまた、一七九三年憲法草案の審議に際してルソーの思想を展開した。彼によれば、法律は人民の意志の表現である。議員は人民の代表者でなく、人民の受任者にすぎず、したがって、委任者たる人民の審判に服し、人民によって召還されうる。議員はただ人民の意志を推定するにすぎない。主権的意志は絶対に代表されえない。それゆえに、法律案は、人民が承認したときをはじめ法律となりうる⁽³⁴⁾。そして、一七九三年六月二三日採択された新憲法は、「人権宣言」のなかで議員を人民の受任者と規定するとともに（「人権宣言」、第二九条）、人民に憲法改正にかんする発議権を認めた。（同第二八条、憲法第一一五条—一一七条）

それゆえに、上記国民軍中央委員会の選挙にかんする宣言は、大革命時代におけるサン＝キュロットの直接民主制の理念を止揚して、人民主権の理念と代表制の観念とを結びつけた、といえるであろう。したがって、人民の受任者こそが人民代表とみられている。しかし、真実の人民代表の観念がきわめて具体的に、階級的感觉をもって指示され

ている。この点は、フランス大革命における人民主権の理念をいっそう前進せしめ、現実化したものと評価しうるであらう。そのことは、政体としては共和制をとることを意味する。

これにさきだち、三月二三日国際労働者協会パリ支部連合評議会 (Association Internationale de travailleurs, Conseil fédéral des sections Parisiennes) は、労働者団体連合会議 (Chambre Fédérale des Sociétés ouvrières) と共同してこの選挙を労働者につぎのように呼びかけた。

「長い一連の敗北、わが国の完全な崩壊をもたらすことになるかもしれない破局、これがフランスを支配してきた諸政府によってフランスでつくり出された状況の清算である。

われわれは、かかる衰退から再起するために必要な能力を失ってしまったのだろうか？ われわれは、われわれを敵に引き渡してしまったようなものどもの偽善的な専制を諦めをもって受け入れるほどに、また、内乱によってわれわれの破滅を回復しがたいものにするためにしか元氣を取り戻せないほどに、退化してしまったのであろうか？

最近の出来事がパリの人民の力を証明している。われわれは、兄弟のような協調がやがてその叡智を証明するであろうことを確信する。

今後、権威の原理は、街頭に秩序を再建し、職場に労働を復活させるのに無力である。そして、この無力は権威の否定にほかならない。

利害の非連帯性が全般的な破滅を生み出し、社会戦争をもたらした。自由、平等、連帯によって、新しい秩序のうゑに秩序を確立することを、その第一の条件である労働を再組織することを、要求しなければならぬ。

労働者諸君、

コンミュニオン革命はこれらの原理を確認し、未来におけるあらゆる葛藤のあらゆる原因を取り除くものである。諸

君はこの革命に諸君の決定的な承認を与えることをためらうであろうか？

コムニオンの独立は、自由に論議された契約の条項によって階級の対立を終焉させ、社会的平等を保障するような、契約の担保である。

われわれは労働者の解放を要求しており、コムニオンの委任制 (delegation communale) はその保障である。なぜなら、それは、各市に、自らの権利を守る手段を、市民の利害を管理する任務をもつ受任者の行為を有効に統制し、そして社会改革の前進的適用を決定するところの手段を、提供するからである。

各コムニオンの自治 (autonomie) は、その要求から抑圧的性格をすべてはぎとり、共和制をその最高の表現において確認する。

労働者諸君、

われわれは闘ってきた。われわれは、われわれの平等主義の原理のために耐え忍ぶことを学んだ。われわれは社会機構の最初の礎石を置くのに力を貸すことができるときに、後退するわけにはゆかない。

われわれはなにを要求しているか。

労働者とその労働の価値のすべてを確保するための、信用と交換と結社の組織。

無償の、世俗化された (非宗教的な―筆者)、全面的な教育。

集会と結社の権利、出版の絶対的自由と市民の自由。

警察、軍隊、衛生、統計、などの業務の自治体の見地からの組織。

われわれはわれわれの統治者たちに欺かれてきたし、彼らのなすがままになってきた。その間、彼らは、叛逆者を手なずけたり弾圧したりして、叛逆者の対立によって自らの対立を強化した。

今日、パリの人民は聡明であり、教師によって導かれる子供のようなこうした役割を拒絶する。彼は、自らが創出した運動の成果である自治体の選挙において、集団や結社の組織を支配している原理が社会全体を統治すべき原理と同一のものである、ということをお願い起すであろう。またパリの人民は、自らの内心の要求以外の権力によって押しつけられた行政官、大統領をすべて拒否するように、自らの願望とは無縁の政府によって押しつけられたすべての市長、すべての知事を拒否するであろう。

パリの人民は、自分の都市の主人としてとどまり、他都市の人民に強制することなく自分の自治体の代表 (representation) を自分の気に入るように構成する、という至高の権利を議会 (Assemblée) の投票において確認するであろう。

三月二六日日曜日、われわれは確信しているのであるが、パリの人民は榮譽をもってコミューン (Commune) のために投票をおこなうであろう。³⁶⁾」

ここには、労働者階級の解放という国際労働者協会の綱領が強く反映している。コミューンといわれる議会の代表委任制の任務は、階級対立を消滅させる労働者階級の解放とみられている。したがって、コミューンの意図する目的は社会革命である。³⁶⁾この点において、コミューンにおける代表観念は大革命時代におけるそれに比していっそうの前進、発展を遂げている。それは、すでにブルジョア民主主義を止揚している。代表とは、人民を形成する実体としての労働者もしくは勤労者一般の普遍的・必然的な意志内容——労働者の解放——を表現するものである。コミューンは、従来のように国民議会 (Assemblée nationale) と表現されずに、議会 (Assemblée, Conseil) としてのみ表現されている。それは、革命的な議会であり、共和政の最高の発展を示す。

パリの二〇区共和主義中央委員会もコミューン選挙にかんして三つの宣言を^{マニフェスト}発したが、三月二七日に発表された

第三の宣言はコンミュンの理念をかかげている。

「パリは、三月一八日の革命によって、国民軍の自発的な、勇氣ある努力によって、パリの軍事力、警察、財務を組織する権利を獲得した。

七〇年に及ぶ帝制、王制、教権的・議會主義的・中央集権的反動の罰としてフランスが蒙った血まみれの惨憺たる敗北の翌日、わが祖国は立ち上り、よみがえり、新しい生活を始め、古の諸コンミュンと大革命の伝統を取り戻した。この伝統は祖国に勝利を与え、過去において諸国民の尊敬と共感に値した。それは、未来において祖国に独立と富と平和な栄光と人民の愛とを与えるであろう。

これほど厳肅な時はかつてなかった。中世期の職人、ルネサンスのブルジョアジー、一七八九年の戦士によってあれほど多く献身的に、英雄的に数世紀をつうじて追求され、われわれの祖先が開始し、われわれが達成したこの革命は、輝かしいあるいは暗いあれほど多くの英雄の生命を犠牲にしたが、投票箱に自分の投票用紙を提出することによって主権的に表明される人民の意志の全権力によって、流血の闘争なくして完成されるにいたった。

われわれが平和裡に達成しようとする革命の理念とコンミュンの理念の勝利を確保するためには、その一般原則を定め、諸君の受任者が実現し、擁護すべきその綱領を定式化することが大切である。

コンミュンは、家族が社会の萌芽アムプリヨンであるように、すべての政体 (*etat politique*) の基礎である。

コンミュンは自治的でなければならぬ。すなわち、その特殊な能力、伝統、要求にしたがって自己を統治し、管理しなければならぬ。政治的、国民的、連合的な集団の中で、都市の中の個人のようにその完全な自由と個性と完全な主権とを保持する、法人格として存在しなければならぬ。

最も広汎な経済的發展と、国家的・領土的独立と安全とを保障するために、コンミュンは結合することができる

し、また結合しなければならない、すなわち、他のすべてのコンミュニオンと、または国民を構成する諸コンミュニオンの協同体 (association) と連合することができし、連合しなければならない。コンミュニオンは、それを決めるものとして、人種、言語、地理的状況の類似、記憶と諸関係と利害の共通性をもっている。

コンミュニオンの自治は、市民に自由を、都市に秩序を保障し、そして全コンミュニオンの連合と、それぞれのコンミュニオンが全コンミュニオンの力を利用することによって、相互に、それぞれの力、富、販路、資源を増大させる。

これこそ、一二世紀以来追求され、道徳、法律、科学によって確認され、一八七一年三月一八日に勝利をおさめるにいたった、コンミュニオンの理念である。

この理念は、政治な力としては、自由および人民主権と両立しうる唯一のものである、共和制を含む。話すこと、書くこと、集会を開くこと、団結することの完全な自由。

個人の尊重と個人の思想の不可侵。

常に自己の主人であり、たえず召集され、表明されることのできる、普通選挙の主権性。

すべての公務員あるいは司法官に適用される選挙の原理。

^{マンダテール}受任者の責任制、および、その結果として、受任者を常に解任しうること。

命令的委任 (mandat impératif)、すなわち、受任者の権限 (pouvoir) と使命 (mission) とを明確に定め、制限する。

パリに関しては、この委任はつぎのものに限定される。

各地区の工業及び商業の状況に応じた都市の区画のすみやかな再組織。

すべての指揮官と司令部を指名し、三月一八日の革命の勝利を負っている、中央委員会に代表される市民的・連合

的組織を保持する、全選挙人から成る国民軍の自治。

警視庁の廃止。

コンミュンの直接の命令のもとにおかれる国民軍によって実施される都市の巡視。

パリについては、市民の自由にとって危険でもあり、社会経済にとつても負担にもなる、常備軍の廃止。

一般的な支出および公共事業における割当額の部分は別として、パリ市にその予算をすべて自由に処理することを許し、かつ、納税者の負担額を法に従つてかつ公平に、また受けとるサービスに応じて割り当てる、財政の組織。

宗教、劇場、あるいは出版物を援助するあらゆる補助金の廃止。

子供の良心の自由、利益、諸権利と家父の自由、諸権利とを調整させる、全面的、職業的な非宗教教育の普及。

フランスを襲つた敗戦において公人に課せられる責任を明らかにし、市の財政、商業、工業の状態、市が自由にできる資本および諸力、市が使用できる資源を明確にし、未払金の支払と信用の再建に必要な、全般的で和解できる清算の資料を提供する、広範な調査の即時開始。

失業や破産を含む、あらゆる社会的災害に対するコンミュンの保険制度の組織。

賃金制度や恐るべき貧困を永久に終らせるために、また、流血を伴う要求とその避けがたい結果である内戦との再来を永遠に避けるために、資本、労働用具、販路、信用を生産者に提供するに最も適当な手段を絶えず、熱心に探し求めること。

以上が、われわれが与える委任 (mandat) であり、また、市民諸君、諸君の選挙した人に諸君が与えることをわれわれが希望する、委任である。若しも市民諸君が叡智と忠実さをもって、なさねばならないとおりに委任を履行するならば、パリは、三月一八日の輝かしい、友好的な革命によって、すべての都市のなかでもっとも自由な、もっとも

幸福な都市に、単にフランスの首都でなく、世界の首都になるであろう。

市民諸君、諸君が、諸君の能力、諸君の理想、諸君の力量を立証するところの、投票用紙を投票箱に差出しにゆくとき、この世紀が目撃すべきかつ歴史が見るであろう、恐らく最も偉大なる行為を、主権の誇りと冷静さをもって平和裡に成就するのは、諸君である。⁽³⁷⁾

このコンミュニョンの理念には、大革命時代のサン＝キュロットにおける直接民主制の理念、すなわち人民主権、人民の受任者に対する命令的委任の観念の再現がみられる。すなわち、代表者は、彼を選挙した主権者たる人民から与えられた委任内容によって拘束され、統制される。⁽³⁸⁾ しかしながら、この委任は、既に歴史的に批判されたような特殊意志の表明ではない。それは必然的に実現せらるべき当面の政策を指示している、しかも、生産手段を生産者に所有せしめる措置すら示している。

重要な政治的行動としての以上三つの投票の呼びかけのそれぞれに表明されているコンミュニョン的代表観念の特質は、フランスの古いコンミュニョンの伝統と大革命の伝統とを継承しつつも、資本主義と階級闘争の発展による労働者階級の思想的成熟をつうじて形成された、労働者階級の解放という社会革命の普遍的な理念を自己の任務のうちに内包する、歴史的に新しい代表観念の創造である、と言いうるであろう。その意味において、パリ・コンミュニョンにおける代表観念は、全国民の代表というブルジョア革命の代表観念を止揚して、労働者階級の代表という社会主義的代表観念の創出に移行しつつある過渡を示す、とみられるであろう。主権的なものは、人民の意志である、しかもそれは歴史を創造する人民である。⁽³⁹⁾

つぎに、コンミュニョンの統治機構をマルクスがいかにみたか、ということを検討しなければならぬが、この問題は次稿においてとりあげることにした。

- (1) K. Marx, *Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte*. Vorrede von F. Engels zur dritten Auflage. Marx Engels Werke. 21. SS.248—249.
- (2) A. Soboul, *Histoire de la Révolution française*. 1. 1962. p.152.
- (3) Marx Engels Werke. 7. S.20.
- (4) *ibid.* SS.29—30.
- (5) *ibid.* 22. S.515.
- (6) *ibid.* 17. S.338.
- (7) Jacques Duclos, *The Paris Commune and its influence on the growth of the working class movement*. Peace Freedom and Socialism. 1971. Vol. 14. No.2. p.2. 「平和と社会主義の諸問題」日本版一九七一年夏季号、六頁。淡徳三郎「パリ・コンムン」一三六頁。
- (8) *Journal officiel*. 1971. 3. 21. cf. Georges Bourgin, *La guerre de 1870—1871 et La Commune*. 1938. p.205. cf. Henri Lefebvre, *La proclamation de la Commune*. 1965. p.314. Marx Engels, *ibid.* 17. S.591. A. Г. Слущкий, *Парижская Коммуна 1871года*. 2-е изд. 1971. с. 96.
- (9) P. O. Lissagaray, *Histoire de la Commune de 1871*. T. 1967. p.135.
- (10) А. И. Молок, *Парижская Коммуна 1871г.* 1970. с.24. Академия Наук СССР Институт Истории, *Парижская Коммуна*. 1. p.322. Д. С. Мамут, *Парижская Коммуна—Первое пролетарское государство*. «Знание» 1971. Серия «Государство и право». с.11. А. Дробан, *Парижская Коммуна*. 1971. с.37. П. М. Керженцев, *История Парижской Коммуны*. 1969. с.195.
- (11) Marx Engels Werke. 71. SS.277—278.
- (12) *ibid.* 18. S. 56. また「シノーリー」三月一八日の栄ある日が新しい時代の始まりとなるであろう、とかかれたこと、*ルネッサンス*° Морис Шури, *Коммуна в Сердце Парижа*. 1970. с.237.
- (13) Marx Engels Werke. 7. SS.31—33.
- (14) *ibid.* 22. S.516.

- (15) Ленин, Там же. 17. сс. 111—112.
- (16) cf. Н. М. Луккин, Избранные Труды. III. с. 83. Jacques Duclos, *ibid.* p. 2.
- (17) Marx Engels Werke. 8. S. 95.
- (18) *ibid.* 33. S. 205. 「トランスバール内政」 国民文庫 一六七頁。cf. Jacques Duclos, *ibid.* p. 2. J. Duclos, La Commune de Paris. 1970. p. 116.
- (19) *ibid.* SS. 205—206.
- (20) *ibid.* S. 209.
- (21) Journal officiel, 3. 20. 1971. cf. Louise Michel, La Commune. Histoire & Souvenirs. 1. 1970. p. 133. 和訳 一七五頁—一七六頁。Jean Bruhat, Jean Dautry, Émile Tersen, La Commune de 1871. 2^e édition. 1970. p. 117.
- (22) Journal officiel, 3. 20. 1971. cf. L. Michel, *ibid.* p. 134. G. Bourgin, *ibid.* p. 200.
- (23) Marx Engels Werke. 17. SS. 631—632. ヘルマン・ブロンマン著「ピエ・ロマンチオン史」のなかで「これは正しいか」といふ疑問。(Э. А. Желубовская, А. З. Манфред, М. Н. Машкин, А. И. Молок, С. В. Оболенская, Ф. В. Погемкин, История Парижской Коммуны 1871г. 1971. с. 227.)
- (24) Lissagaray, *ibid.* pp. 120—121. 和訳 上 一四〇頁。
- (25) 「トランスバール市の自治体議会 (Conseil communal) の選挙は、来る水曜日三月二十二日に行なう。」 (Journal officiel, 3. 20. 1871. cf. G. Bourgin, *ibid.* p. 201. J. Bruhat, J. Dautry, E. Tersen, *ibid.* p. 119. H. Lefebvre, p. 296. 和訳 上 四三二頁参照。)
- (26) J. Duclos, *ibid.* p. 127. 和訳 上 一七九頁。H. Lefebvre, p. 337. 和訳 下 四九四頁—四五頁。Lissagaray, *ibid.* 1. p. 146. 和訳 上 一七一頁。
- (27) Lissagaray, *ibid.* 1. p. 125. 和訳 上 一四五頁。
- (28) Bruhat, Dautry, Tersen, *ibid.* p. 126.
- (29) エンゲルスも「ホルダー議会のものでは共和制は安全でないことを国民軍は認識した」と述べている。(Marx Engels Werke. 17. S. 631.)

- (30) Journal officiel, 3. 27. 1971. cf. Bourgin, *ibid.* p.217. Bruhat, Dautry, Tersen, *ibid.* 128. ブルジャン「パリ・コンミュン」上村訳、三八頁—四〇頁。ちなみに、ブルジャン、上掲書、p.215. に掲げられた国民軍中央委の選挙の掲示、参照。なお、cf. H. Lefebvre, *ibid.* p.338. 和訳、下、四九六頁参照。
- (31) 桂圭男「パリ・コンミュン」、一三二頁。
- (32) J. J. Rousseau, *Contrat Social*. Lib. III. chap. XV.
- (33) J. Varlet, *Projet d'un mandat special et impératif, aux mandataires du peuple à la Convention nationale*. pp. 5—7. Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État social*. 1793. art. 8. 9. 10. 井上正智「ジャコバン独裁の政治構造」(国家学会雑誌、八二巻、三一—四号)、二〇五—二〇六頁、参照。ただ、ヴァルレでは、ルソーにおける重要な思想たる、立法者の法律制定における役割の側面が展開をみていない。
- (34) Marc Bouloiseau, *Robespierre : Discours et Rapports à la Convention*. pp.131—e57.
- (35) Bourgin, *ibid.* p.218. Bruhat, Dautry, Tersen, *ibid.* p.129. ブルジャン「パリ・コンミュン」、和訳、三六頁—三八頁。
- (36) Bruhat, Dautry, Tersen, *ibid.* p.128.
- (37) Jean Dautry, Lucian Scheler, *Le Comité Central Républicain des vingt arrondissements de Paris*. 1960. pp.235—239. cf. Lefebvre, *ibid.* pp.337—359. 和訳、下、五二四頁—五二七頁。
- (38) cf. Maurice Moissonnier, *The experience of the Commune*. Marxism Today, march, 1971. p.79.
- (39) Albert Soboul, *De La Révolution française a la Commune de 1871*. Problèmes de l'État Révolutionnaire. (La Pensée. No.158. aut 1971.) p.5. レーニンが「マルクスのクーゲルマンへの手紙のロシア語訳序文」のなかで、「労働者階級が英雄的に、自己犠牲的に、創意をもって世界史を創造することを、彼はなによりも高く評価している。」(Ленин, *Соч.* 12. С.90)と指摘していること、に注意すべきである。(cf. J. Duclos, *ibid.* p.108. 和訳、上、一五三頁。)

——一九七二・二・三——